

## 能登再生に向けて

能登ロイヤルホテルが今年、開業30周年を迎え、4月25日に感謝の集いが行われました。当日は、協力関係のある会社でつくる「ロイヤル会」や利用者ら約200人が祝いました。

大和リゾートの大塚敬一社長は「感無量です。ここが原点という気持ちで新たな歴史をつくりたい」とあいさつし、細川町長、石田県議が祝辞を述べました。



**支えてくれた地元のみなさん、スタッフに感謝**

昨年の12月頃、ちょうどホテルのリニューアル計画も進んでいる中、節目の30年に何かできないかと考え、感謝の集いを企画しました。スタッフ数も限られていて、大変でしたが地元のお客様を中心に喜んでもらえるよう準備を進めました。

**笑顔あふれる癒しのホテル**

能登ロイヤルホテルをいいホテルにしたいですね。(自分が考える)いいホテルとはお客様の笑顔であふれていることだと考えています。お客様が笑顔なら従業員も笑顔になる。相乗効果でいいホテルにしたいですね。



**ロイヤルホテル誕生の地**

現在、ロイヤルホテルは全国に27カ所ありますが、ここが第1号ホテルということ強く意識しています。大和リゾートのシンボルホテルとして、頑張っていかななくてはならないと思っています。

**子どもたちの笑顔が見たい**

解体した旧東館の跡地利用については、具体的には何も決まっています。具体的には何も決まっています。せんが、私の思いとしては四季の花や木を植え、森にしたいと思っています。そうすれば、子どもたちが昆虫取りをして楽しめますし、大人も癒される自然空間にできればと思っています。

**すばらしい場所だと気がついた**

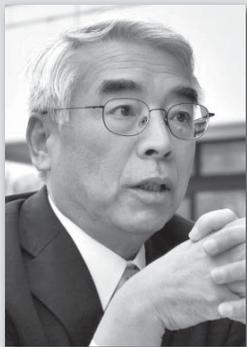
私は、昨年まで和歌山県の紀州南部ロイヤルホテルにおりまして、15年ぶりに故郷に帰ってきました。みなさんから気候のいい和歌山の方がよかったです。私には逆でしたね。海がなくて、山があつて川がある。志賀町に生れてよかったです。ふるさとの初めて気がつきました。ふるさとのすばらしさに感謝です。

**これからも成長できるホテルです**

これまででは、関西圏を中心に営業をしていましたが、東海北陸自動車道が開通すれば中京圏からもお客様を誘致したいです。海外からのお客様、特に台湾を中心としたアジアも積極的に営業していきたいと思っています。

**能登はまだまだいける**

まだ先の話になりますが、新幹線ができれば首都圏からも観光客の増加が見込めますし、能登だけでなく金沢のすばらしい歴史と文化を合わせれば、能登には魅力がまだまだあると実感しています。あとはいかに発信していくかですね。



【支配人プロフィール】

昭和55年(株)大和リゾート入社  
志賀町長沢在住 57歳  
和歌山県の紀州南部ロイヤルホテル勤務を経て、昨年より能登ロイヤルホテル勤務

# まちがドルポ

5月11日(日)に第36回石川県子ども大会志賀大会が行われました。

この大会は、県内の子どもたち約700人が一堂に集い、地域を越えて交流を深め、子どもたちの心身の健やかな成長を願う活動の推進を図る目的で行われています。

式典では細川町長が「文化体験やスポーツ交流を通じて友情を深めてください」と歓迎の言葉を述べました。そのあと大会テーマ表彰に続き、アトラクション、交歓会が行われました。

表彰を受けたのは次のみなさんです。

大会テーマ表彰

最優秀賞 曾原奎祐さん(富来小6年)

優秀賞 板尾佳歩、大筒将希、國部絵梨香

(いずれも志賀中1年)、宮下理沙(富来小6年)

## 結べ友情 つなごう絆 希望あふれる志賀町で

大会テーマ 最優秀賞 そはらけいすけ 曾原奎祐さん



アトラクションで観客を魅了した「夢心」による太鼓

## おいしいお米にな～れ!!



田植え前に代かきをする園児たち

5月13日(火)にますほ保育園で園児たちによる田植えが行われました。中庭に作られた田んぼでは、きりん組の園児12名が参加して行われました。園児たちは、しろかきをして土をならし、続いて苗を植えていきました。中には足が抜けずに尻もちをつく子や、顔が泥だらけになった子もいました。

橋田園長は「食べ物を作る、育てる、食べるを園児たち自ら行うことで、食べ物への感謝や命の大切さを学んでくれることを期待しています」と話しました。



～ママと一緒に笑顔いっぱい 楽しく遊ぼう～

## わくわく ドキドキ 体験入園

家庭で子育てされている方、  
保育園で育児の輪を広げてみませんか!

【期 間】 平成20年6月21日(土)  
～27日(金)

【会 場】 志賀町乳幼児保育園

【対 象】 0歳児のお子様と保護者の方  
(多年齢が高くても大丈夫です)

【会 費】 無 料

【内 容】

21日(土) 午後1:30～2:30 説明会

23日(月)

午前9:30～11:30 体験入園  
(ご都合の良い日に体験できます)

27日(金)

主催：申込み先 志賀町乳幼児保育園 ☎ 32-2640

# ～後期高齢者医療制度の保険料について～

## 7月に保険料額や納付方法について通知書が届きます。

後期高齢者医療制度では、一人ひとりに保険料をご負担していただきます。原則として年金からの天引き(特別徴収)となりますが、年金天引きとならない場合については、口座振替など(普通徴収)でお支払いいただくこととなります。

### <年金天引きの条件>

- 年額18万円以上の年金を受給している方であって、介護保険料と後期高齢者医療の保険料を合わせた額が年金受給額の1/2を超えない方。

※4月から年金天引きになった方については、事務処理の都合上、平成19年9月現在で国保に加入していた方が対象となっています。

### <4月に年金天引きされなかった方の納付方法>

- 19年9月現在に国保に加入していたのに、年金天引きされなかった方  
7月から口座振替などで納付していただきます。
- 被用者保険(社会保険など)の本人であった方  
7月から口座振替などで納付していただきます。10月から年金天引きになります。
- 被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった方  
10月から年金天引きになります。(特別措置により9月まで保険料はかかりません。)

後期高齢者医療の保険料は、資格を取得した月から、資格を喪失した月の前月まで月割りでご負担していただくこととなります。

《例》8月15日資格取得⇒8月分から納付      8月15日資格喪失⇒7月分まで納付  
資格喪失後の保険料をすでにお支払いされた方には、後日保険料をお返し(還付)いたします。

お問い合わせ    志賀町 住民課    32-9121(直通)

### 税務課からのお知らせ

#### 固定資産の現地調査を行っています

志賀町では適正な課税を行うために、係員が現地確認調査を行っています。係員は「調査員証カード」を持参し、2人以上で巡回し、立ち入り・聞き取り等の調査を行っています。町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 家屋の新増築・取り壊しがあった方は連絡を!

家屋を取り壊したり、登記をしていない家屋の所有者に変更が生じた場合は、必ず届出を行ってください。届け出がないと、取り壊した家屋に課税されたり、旧所有者に課税されたりしてしまいます。

また、家屋を新築・増改築された方で、家屋調査の終了されていない方は、早急に固定資産税係までご連絡ください。

ご都合に合わせて調査に伺います。

なお、ご不明の点がありましたら「税務課・固定資産税係」まで、お問い合わせください。32-9141(直通)

#### 最低賃金が変わります

本年7月1日から、最低賃金法の一部を改正する法律が施行されます。

(改正の主な内容)

- ・地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮すること。
- ・地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられること。
- ・派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されること。

詳細は石川労働局(TEL076-265-4425)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。また、石川労働局のホームページ <http://www.nopn.or.jp/fo/> もご覧ください。

# 国民年金保険料

保険料の納付は2年が時効です  
未加入・納め忘れはございませんか

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるには、この間最低25年以上（保険料免除期間やカラ期間を含む）の保険料を納める必要があります。

保険料は性別・年齢・所得に関係なく加入者全員一律です。

月額

14,410円

付加保険料 月額400円  
(1号保険者で希望者のみ)

付加保険料を納めた人は、納めた月数×200円が  
老齢基礎年金に加算されます。

※保険料を納めることが困難な人には  
保険料免除制度があります。

保険料は口座振替にすると便利で簡単!!

## 口座振替の申し込み方

●お申込みは、金融機関の窓口、市町村窓口、社会保険事務所に口座振替申込書が備え付けてありますので申し出てください。

①保険料納付書 ②預貯金通帳 ③預貯金届出印鑑をご持参下さい。

保険料の納付は、口座振替早割制度がお得です!!

通常は、当月の保険料を翌月末日に引き落とすのですが、この早割制度（当月の保険料を当月末に引き落とし）を利用することで、月額50円の割引がされます。

クレジットカードで支払いができるようになりました

クレジットカード払いを希望される方は、社会保険事務所へお申込みが必要です。

※金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。  
※支払は「毎月払い」または「前納（1年分・半年分）」になります。  
※過去の未払い分についてはご利用することはできません。  
※保険料の一部免除を受けている場合はご利用できません。  
※クレジットカード支払は、口座振替割引は適用されません。  
※カード会社へのお支払回数は、一回払いのみとなります。（分割・リボ払いはご利用できません。）

◆国民年金に関するお問い合わせ・相談は  
七尾社会保険事務所（0767-53-6511）または役場国民年金係（32-9121）へ

## 国民健康保険税の区分変更(追加)のお知らせ

平成20年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されることに伴い、これまでの医療分・介護分に加え平成20年度から新たに国民健康保険税の中に後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援分)が次のとおり設けられます。

《高齢者支援分》

所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額	世帯賦課限度額
課税所得金額×1.7%	固定資産税額×4.5%	1人につき6,200円	1世帯につき7,200円	120,000円

住民課 国民健康保険係